

電子複写機賃貸借契約書

賃借人 富山市（以下「発注者」という。）と貸借人_____（業者名）_____（以下「受注者」という。）との間に、次の条項及び別紙仕様書により電子複写機及びオプション機器（以下「複写機」という。）の賃貸借並びに保守及び消耗品等の供給に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、受注者が複写機を発注者の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、複写機に必要な消耗品等（受注者の指定する販売消耗品を除く。以下同じ。）を円滑に供給すること並びに発注者がこれに対して賃貸借料金を受注者に支払うことを目的とする。

（複写機及び設置場所）

第2条 複写機及び複写機の設置場所は、後記記載のとおりとする。 リース期間満了日まで記載する

（賃貸借期間）

第3条 複写機の賃貸借期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

2 発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、複写機の賃貸借に要する費用について歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除する。なお、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合は、この限りでない。

（賃貸借料金）

第4条 複写機の賃貸借料金及び料金計算は、後記記載のとおりとする。ただし、後記記載の賃貸借料金には、消費税及び地方消費税を含まない。

（複写機の検査）

第5条 発注者は、受注者から物件の納入を受けた後、速やかにこれを検査し、複写機の品質等が契約の内容に適合していることを確認しなければならない。

2 前項の場合において、複写機の規格、仕様、性能及び機能等が契約の内容に適合しない場合は、発注者は、受注者に複写機の修補又は交換を請求することができる。

（賃貸借料金等の請求）

第6条 受注者は、毎月の末日において発注者の担当者の確認を受けて複写枚数を算出し、賃貸借料金並びに消費税及び地方消費税（以下「賃貸借料金等」という。）を発注者に請求する。

2 受注者が請求する消費税及び地方消費税の額は、この契約に基づき受注者が発行する請求書に記載する賃貸借料金の合計金額に法令の規定に基づき算出した額（1円未満切捨て）とする。

（賃貸借料金等の支払）

第7条 発注者は、受注者から前条の請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料金等を支払わなければならない。

2 発注者は、自己の責に帰すべき事由により賃貸借料金等の支払いを遅延した場合、受注者に対し、前項の期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項に規定する率で計算した額の遅延利息を加算して支払う。

（遅延損害金）

第8条 受注者の責に帰すべき理由により、賃貸借開始日までに複写機の納入を完了しない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、賃貸借期間中の予定使用数量により算出した賃貸借料金等の総額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項に規定する率で計算した額とする。

（複写機の保守）

第9条 受注者は、複写機を常時正常な状態で使用できるように技術員を設置場所に派遣して、点

検及び調整を行わなければならない。

2 複写機が故障した場合、発注者の請求により、受注者は、速やかに技術員を設置場所に派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。

3 前項の作業の実施は、受注者所定の営業時間内に行う。ただし、やむを得ない事情により時間外に作業を実施した場合、受注者は、所定の料金を発注者に請求することができる。

(消耗品等の供給)

第10条 ドラム、ドラムカートリッジ、感光体ベルト等の感光体及びデベロッパは、受注者の技術員の点検又は発注者の通知に基づき画質維持のため受注者が必要と認めた場合、受注者は、これを取り替える。

2 その他の消耗品等については、受注者の指定する者の巡回又は発注者の申出によって予備手持量の不足を知った場合、受注者は、当該消耗品等を供給する。

(消耗品等の所有権等)

第11条 消耗品等の所有権は受注者に属し、発注者は、それらを善良なる管理者の注意義務を持って使用し、管理しなければならない。

2 発注者は、複写機の原状を変更するような行為及び消耗品等の他への流用をしてはならない。

(設置場所の変更)

第12条 発注者が第2条に定める複写機の設置場所を変更する場合は、発注者は、あらかじめ受注者に通知し、受注者の承認を得なければならない。この場合、複写機の移動は受注者が実施する。

(機械の移動費用)

第13条 発注者の都合により複写機を移動する場合、受注者は、それに要する費用を発注者に請求することができる。

(保険)

第14条 受注者は、複写機に受注者の費用で動産総合保険を付保しなければならない。

(損害賠償)

第15条 発注者が故意又は重大な過失によって複写機に損害を与えた場合、受注者は、その賠償を発注者に請求することができる。

2 前項の場合において動産総合保険でてん補された損害に対しては、前項の規定にかかわらず、受注者は、賠償を発注者に請求しない。

(機密の保持等)

第16条 受注者は、この契約により知り得た発注者の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。受注者がこの契約の履行を完了した(第18条から第20条までの規定により、発注者又は受注者が、この契約を解除した場合を含む。)後も同様とする。

2 受注者は、発注者の情報資産を取り扱う場合には、富山市情報セキュリティポリシーその他関連法令を遵守しなければならない。

(談合その他不正行為に対する賠償額の予定)

第17条 受注者は、この契約に関して、富山市契約規則(平成17年富山市規則第37号。以下「規則」という。)第37条第1項各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、この契約による賃貸借期間中の予定使用数量により算出した賃貸借料金等の総額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。受注者がこの契約の履行を完了した後も同様とする。ただし、規則第37条第1項第1号又は第2号に該当するときであって、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合又はその他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(発注者の解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 賃貸借期間の始期を過ぎてもこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (2) 規則第37条第1項各号のいずれかに該当したとき、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第198条による刑が確定したとき又はこの契約の締結若しくは履行につき不正な行為があったとき。
- (3) 第20条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この契約に違反し、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第18条の2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、賃貸借期間中の予定使用数量により算出した賃貸借料金等の総額の100分の10に相当する額を違約金として徴収する。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 前条の規定によりこの契約を解除したとき。
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の債務の履行が不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、既済部分がこの契約の目的の一部を達せられると発注者が認めるときは、未済部分に対する金額とすることができる。

第19条 発注者は、賃貸借期間が満了するまでの間は、前2条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議の上、定める。

(受注者の解除権)

第20条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議の上、定める。

(遅延利息の徴収)

第21条 受注者がこの契約に基づく損害金、賠償金又は違約金（以下「損害金等」という。）を発注者が指定する期限までに支払わないときは、発注者は、損害金等の額に当該期限を経過した日から支払いの日までの間の日数に応じ支払遅延防止法第8条第1項に規定する率で計算した額を遅延利息として徴収する。

(損害金等の徴収方法)

第22条 発注者の支払うべき貸借料等が損害金等（前条に規定する遅延利息を徴収する場合は、その額を加算したもの。以下この条において同じ。）の額以上である場合は、損害金等の額を相殺して支払うものとし、受注者の支払うべき損害金等の額が貸借料等を超える場合は、貸借料等を損害金等に充当し、なお不足する額を追徴する。

(機械の撤去)

第23条 受注者は貸借期間が満了し、又はこの契約が解除されたときは、すみやかに複写機を撤去しなければならない。この場合の撤去に要する費用は受注者の負担とする。

(補則)

第24条 この契約に定めのない事項については、規則の定めるところによるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議の上、定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

富山市新桜町7番38号

発注者

富山市長

受注者

電子複写機（設置場所・機種・賃貸借料金）

設置場所	
機種 (機械番号)	
賃貸借料金	基本料金（月額） (枚まで)
	カウンター料金 (枚以上)